

施設利用の基本ルール

世田谷区立若林小学校

令和4年4月

- 1 校内への出入りは、南門（児童館側）をご利用ください。
- 2 自動車・バイクでの来校はできません。（敷地内駐車禁止です。）
用具等の運搬で敷地内に自動車が入る場合は、事前に申し出て許可をとってください。
その場合も積み下ろしのみでお願いします。
- 3 校庭、体育館の使用予約はクラブマネージャーを通しておこなってください。また、他校と試合をする場合も、クラブマネージャーを通して学校に届け出てください。
- 4 利用時間
利用時間には、準備と片付けを済ませ、退館するまでの時間を含みます。
- 5 飲食及び喫煙・飲酒
原則として校内での飲食はできません。喫煙、飲酒も禁止です。
- 6 ゴミはお持ち帰りください。
- 7 用具利用
学校から許可された用具以外の使用はできません。ボール等は各団体でご用意ください。
- 8 校庭で活動する団体は、外トイレを使用してください。また、トイレットペーパーはそれぞれの団体が用意してください。
- 9 清掃・整備
利用後はグラウンド整備やモップかけ、トイレ掃除（校庭トイレ・体育館トイレ）等の必要な清掃・整備をお願いします。
- 10 利用終了後、学校周辺での話し合いや打ち合わせは、近隣住民の迷惑となりますのでおやめください。特に、南門から外トイレにかけてのアプローチや体育館周辺での話し声等については十分にご注意ください。
- 11 利用の取り消し
都合によりキャンセルが生じた場合には、必ず（警備もしくは副校長）にご連絡ください。
- 12 児童への指導
社会教育活動も教育の一環であることをふまえ、学校のルールを学校開放時にも守るよう指導してください。
- 13 施設・用具の安全
児童及び利用者の安全を確保するために、施設・用具の安全確保に配慮し、不具合を発見もしくは生じた場合は速やかに学校（警備もしくは副校長）に連絡してください。

1.4 校庭の管理

天候不良時や校庭コンディションが悪い場合は、原則として、校庭の使用をひかえてください。不明な時には、警備または副校長の指示に従ってください。また、雨が降り始めたら直ちに使用を中止してください。

1.5 体育館

換気・空調・設備機器（バスケットゴール等）等の機器使用説明を受けた方が責任をもって使用してください。使い方によっては故障の原因になります。

原則、窓は閉めた状態で使用します。換気や空調設備をご利用ください。

1.6 多目的ルーム

多目的ルームは、使用後に机・椅子の現状復帰をお願いします。使用後は掃除を行い、ゴミや床の汚れなどの確認をお願いします。

1.7 警備への連絡

利用開始、終了時には、必ず警備員に報告してください。

【その他 注意事項・確認事項・調整事項】

※使用する道具の置き場所は、原則次の通りです。今後調整が必要となった場合は、相談させてください。

＜外倉庫 中央＞ （若林小学校・若林クラブ・遊び場解放）

＜外倉庫 南＞ （若林小学校）

＜石灰倉庫＞ （若林小学校・若林クラブ）

＜体育館 器具庫 1＞ （若林小学校の体育用具）

＜体育館 器具庫 2＞ （若林小学校の体育用具・若林クラブ・PTAバレー）
（長机・パイプイス等）（選挙管理委員会）

※職員室前の防球ネットは、校舎のガラス部分を保護する形でご使用ください。その上で、フェンス、体育倉庫、校舎の壁やガラス等に、直接ボールを当てないようにご注意ください。（主に野球・サッカーでの校庭使用時）

※近隣の方々からは、校庭・体育館解放の使用時刻・時間、音、照明等、様々なご意見・ご質問を受けています。丁寧に説明して、ご理解いただきながら使用していくことが重要です。どうぞご協力をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症への配慮をお願いします。感染症の影響が完全になくなるまでは、感染症対策を上記の基本ルールより優先してください。（換気、消毒、使用人数等）